

福岡県農林水産業・農山漁村振興条例

農林水産業は、県民生活に欠くことのできない食料を供給するのみならず、水源のかん養や県土の保全等、県民に計り知れない恵みをもたらす重要な産業です。

福岡県では、「農林水産業及び農山漁村の持続的発展」並びに「県民の健康で豊かな生活の向上」に寄与することを目的に、平成26年12月、県民一人ひとりが、食や木材利用の重要性、農林水産業・農山漁村の役割について、自ら考え主体的に行動していく契機となるよう、条例を制定しました。

基本理念

- 収益性の高い、足腰の強い農林漁業経営が確立され、農林水産業が持続的に営まれること。
- 安全で安心な農林水産物の生産が行われるとともに、食及び木材利用の重要性への県民の理解が深められ、県民の主体的な行動が促されること。
- 景観や県土の保全など、農林水産業の多面的機能が、将来にわたって維持増進されること。

それぞれの役割

県は、農林水産業・農山漁村の振興のため、国及び市町村との適切な役割分担並びに農林漁業者及び農林水産業関係団体等との連携の下、総合的な施策を推進します。
また、農林漁業者・農林水産業関係団体、県民の役割を以下のように定めています。

○ 県民の皆さんは、

食及び木材利用の重要性を認識するとともに、農林水産業及び農山漁村の役割及び意義に対する理解を深めるよう努めます。また、地産地消や農林漁業者との協働等により、農林水産業・農山漁村の振興に協力するよう努めます。

○ 農林漁業者・農林水産業関係団体の皆さんは、

県民が求める安全で安心な農林水産物の供給の主体であることを認識するとともに、足腰の強い農林漁業経営の確立と魅力ある農山漁村づくりに主体的に取り組むよう努めます。



主要な施策

県では、条例の基本理念にのっとり、以下の施策を実施します。

① 収益性の高い、足腰の強い経営が確立され、農林水産業が持続的に営まれるための施策

- ・ 需要の動向に応じた生産、収益性の高い経営の確立及び競争力ある産地育成
- ・ ブランド化や六次産業化による付加価値向上、輸出や県外への販路拡大
- ・ 県産木材の需要及び供給の拡大
- ・ 海面及び内水面漁業における資源管理や種苗放流等、水産資源の持続的利用
- ・ 意欲のある担い手の育成及び確保
- ・ 女性が自らの視点を生かした経営に参画するための環境整備
- ・ 新品種及び新技術の開発並びにその普及
- ・ 生産性向上のための基盤整備
- ・ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止
- ・ 家畜伝染病、農林水産物及び森林の病虫害等の発生予防及びまん延防止

② 安全で安心な農林水産物の生産、食及び木材利用の重要性への県民の理解促進、県民の主体的な行動を促すための施策

- ・ 安全で安心な農林水産物の生産や情報提供による消費者の信頼向上
- ・ 地産地消の推進
- ・ 教育機関等と連携した食育及び木育等の推進

③ 景観や県土の保全などの多面的機能が維持増進されるための施策

- ・ 都市と農山漁村との交流の促進等、県民の理解と関心を深める
- ・ 農林漁業者とボランティアや企業等との協働による農山漁村の維持発展
- ・ 自然環境に配慮した農業水利施設等の整備、安全で快適な生活環境の整備
- ・ 災害に強い農林水産業及び農山漁村づくり
- ・ 中山間地域の棚田、特産物等地域資源を活用した農山漁村の活性化
- ・ 農業等の適正使用、バイオマス活用等による自然循環機能の維持増進

